

訂正の場合に必要となるため、捨印を押印



(旧)一般派遣事業の事業主は「般」を「派」に切り替えて記載 (日本工業規格A列4)

許可番号	派09-000000
事業所枝番号	3桁で記入 001
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(旧)特定派遣事業の事業主は許可番号、許可年月日欄は記載しない

労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告)

厚生労働大臣 殿

・法人は、会社名及び代表者の氏名を記名押印
・個人は代表者の氏名を記名押印

年 事業主による報告になるので、代表者印を押印

株式会社 厚生労働省
提出者 代表取締役 厚生労働 太郎



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)		かぶしがいしゃ こうせいろうどうしょう	
1 氏名又は名称	株式会社 厚生労働省		
2 住所	〒(〇〇〇-××××) 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 第5合庁ビル14階 (△△) 〇〇〇〇-××××		
(ふりがな)	こうせいろうどう たろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	厚生労働 太郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしがいしゃ こうせいろうどうしょう とちぎしてん		
4 事業所の名称	株式会社 厚生労働省 栃木支店		
5 事業所の住所	〒(〇〇〇-××××) 栃木県宇都宮市明保野町1-4 第2地方合同庁舎ビル2階 (△△△) 〇〇〇-××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業 参考資料参照	インターネット等で検索して記載 ※栃木労働局HPの派遣様式が「ウロード」のページに検索画面へのリンク貼付けあり	
7 産業分類	名称	事業主の主たる事業を日本標準産業分類の細分類で記載	分類番号 4桁の細分類番号を記載
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	平成28年4月1日～平成29年3月31日 報告の対象となる事業年度の期間を必ず記載		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無	許可・届出番号	
10 親会社の名称	説明にある①～③のいずれかに該当する者が法人の場合のみ記入		備考
①労働者派遣事業の許可番号	親会社が派遣の許可を受けている場合は記入	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	親会社が紹介の許可・届出番号を有している場合は記入
11 請負事業の実施	1 有 2 無	うち構内請負の実施	1 有 2 無
12 労働者派遣事業の売上高	決算後の金額	13 請負事業の売上高	決算後の金額
14 備考	届出受理番号：特09-〇〇〇〇〇〇 届出受理年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日		

派遣の許可申請又は届出を行っている事業所の名称及び所在地を記入 (ビル名等も忘れずに)

職業紹介事業の許可を受けているかどうか

(旧)特定派遣事業の事業主は備考欄に届出受理番号・届出受理年月日を記載

発注者の事業所構内において自社の雇用する労働者を使用し生産活動を請け負っている場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を○で囲む

「親会社」とは
①議決権の過半数を所有している者
②資本金の過半数を出資している者
③事業方針の決定に関して①、②と同等以上の支配力を有すると認められる者
※親会社が(旧)特定派遣事業所である場合は備考欄に届出受理番号を記載

I 年度報告

全ての労働者数で、派遣労働者以外の者も含む

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在) ※「通算雇用期間」とは実際に雇用された期間 (2) 海外派遣労働者数 (実人数)

Table with 5 columns: 報告対象期間末日現在の実人数を記載, 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者.

「日雇派遣労働者」とは 日々又は30日以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される者 ※30日以内の期間を定めた雇用契約を更新して通算30日を超えるような場合も日雇派遣労働者となる

Table with 5 columns: 日雇派遣労働者, 登録者 ※登録制度がない場合は「0」, 派遣先に関する事項, 派遣先事業所数 (実数), 報告対象期間中、実際に派遣されていた派遣先事業所の実数

※登録制度のある事業主のみ

登録者のうち、既に雇用されている者と過去1年以内に雇用されたことのある者の数

①派遣先事業所数 (実数)

報告対象期間中、実際に派遣されていた派遣先事業所の実数

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

Table with 10 columns: 総件数, 1日以下のもの, 1日を超え7日以下のもの, 7日を超え1月以下のもの, 1月を超え2月以下のもの, 2月を超え3月以下のもの, 3月を超え6月以下のもの, 6月を超え1年以下のもの, 1年を超え3年以下のもの, 3年を超えるもの. Includes a note about recording individual contracts.

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 4 columns: 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号, 教育の方法の別, 教育の実施主体の別, ※時間数を記載 (単位: 時間). Includes a detailed list of education items.

③ 主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 所在地. Note: 上位5社の法人名と本店住所 (市区町村まで) を記載

② その他の教育訓練 (①及び (9) に係るものを除く)

Table with 5 columns: 訓練の内容, 訓練の方法の別, 訓練の実施主体の別, 訓練費負担の別, 賃金支給の別, 1人当たりの平均実施時間. Includes a note about OJT and OFF-JT.

(5) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns: イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人), ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人), ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人), ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の措置の実績 報告対象期間内における通算雇用期間が1年以上の有期雇用派遣労働者 (60歳以上は対象外) について実績を記入

Table with 7 columns: 期間, 対象派遣労働者数, 第1号の措置, 第2号の措置, 第3号の措置, 第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数, 備考. Includes a note about recording the number of workers who did not receive measures.

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

インターネット等で検索して分類する
※栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付あり

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)
(日雇派遣労働者を除く) **最新の「日本標準職業分類(中分類)」に基づく職種別に算出して記載**

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金(1日(8時間当たり)の額)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均	全業務平均には、各業務の単純平均額を記載 ※小数点以下は四捨五入					
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

派遣料金(1日(8時間当たり)の額)の計算式
(報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) / (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
※小数点以下は四捨五入

派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)の計算式
(報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ※手当、賞与等を含む / (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
※小数点以下は四捨五入

一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること

	日雇派遣労働者の派遣料金(1日(8時間当たり)の額)
全業務平均	全ての業務の単純平均
4-1 (情報処理システム開発)	日雇派遣労働者を労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第18号の業務に従事させていた場合は業務別に実績を記載
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)
 (日雇派遣労働者を除く) (続) 最新の「日本標準職業分類(中分類)」

インターネット等で検索して分類する
 ※栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付あり
 に基づき職種別に算出して記載

	派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者						
50						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 製品製造・加工処理従事者						
53						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56 製品検査従事者						
57						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額) の計算式
 (報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
 ※小数点以下は四捨五入

派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額) の計算式
 (報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ※手当、賞与等を含む ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
 ※小数点以下は四捨五入

一部派遣禁止業務が含まれていることに留意すること

インターネット等で検索しても分類不能の場合のみ使用可

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金 (1日 (8時間当たり) の額)

全業務平均	日雇派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)
全ての業務の単純平均	
4-1 (情報処理システム開発)	
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第18号の業務に従事させていた場合は業務別に実績を記載

※記入漏れに注意
 (8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	
書類の備えつけ	
その他 ()	

複数選択可

情報提供を行っていない場合は斜線を記入

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

キャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者

厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者数	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計				派遣元責任者との兼任者数を記入		
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者		知見を有する者(実務従事者や類似した民間資格を有する者)又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者の人数				
営業職				—		
その他		内訳を記入			—	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
報告対象期間末日の人数を記入	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計								

・キャリアコンサルティングの経験者
・職業能力開発推進者就任経験者

希望者のうち実施した者の人数を記入
※希望者以外の実施者は除く

該当する番号に○印を付ける

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・ 2 OFF-JT・ 3 OJT(計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・ 2 無償(実費負担あり)・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・ 2 有給(無給部分あり)・ 3 無給	
	下段: 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)								
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ)	該当する種別番号を最大2つまで記載				各年ごとの実施時間の総計								
	各年ごとの対象となる派遣労働者数				各年ごとの受講者人数				備考	※記入漏れに注意			
ロ 職能別訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ハ 職種転換訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ニ 階層別訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ホ その他の教育訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)									「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費用負担の別」が1、「賃金支給の別」が1であるものみ時間と人数を合計する		1～3年目のaの合計 (c)		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)											1～3年目のbの合計 (d)		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) ※フルタイム勤務者で1年以上雇用見込みのある者については、1年で概ね8時間以上であることが求められる											1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)									訓練時の賃金総額÷総訓練時間				

II 6月1日現在の状況報告 *6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。

1 派遣労働者の実人数

①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

計	※ 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	※ 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計	内訳を記載	

※「通算雇用期間」とは、報告対象日(6月1日)以前、実際に雇用されていた期間

①-2業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

①-2業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数(続)

業務	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	業務	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数	01~99までの区分ごとに記載した人数のうち、製造業務へ派遣した実人数を記載				—	—	—
01 管理的公務員				41 居住施設・ビル等管理人			
02 法人・団体役員				42 その他のサービス職業従事者			
03 法人・団体管理職員	・6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を最新の「日本標準職業分類(中分類)」に基づき職種別に記載 ※インターネット等で検索して分類する(栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付けあり)			43~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
04 その他の管理的職業従事者				46 農業従事者			
05 研究者	・複数種類の業務に従事した場合は、6月1日もっとも多く従事した業務に記載			47 林業従事者			
06 農林水産技術者				48 漁業従事者			
07・08 製造技術者				49・50 生産設備制御・監視従事者			
09 建築・土木・測量技術者				51 機械組立設備制御・監視従事者			
10 情報処理・通信技術者				52・53 製品製造・加工処理従事者			
11 その他の技術者				54 機械組立従事者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師				55 機械整備・修理従事者			
13 保健師、助産師、看護師	・一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること			56・57 製品検査従事者			
14 医療技術者				58 機械検査従事者			
15 その他の保健医療従事者				59 生産関連・生産類似作業従事者			
16 社会福祉専門職業従事者				60 鉄道運転従事者			
17 法務従事者				61 自動車運転従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者				62 船舶・航空機運転従事者			
19 教員				63 その他の輸送従事者			
20 宗教家				64 定置・建設機械運転従事者			
21 著述家、記者、編集者				65 建設躯体工事従事者	—	—	—
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
23 音楽家、舞台芸術家				67 電気工事従事者			
24 その他の専門的職業従事者				68 土木作業従事者	—	—	—
25 一般事務従事者				69 採掘従事者			
26 会計事務従事者				70 運搬従事者			
27 生産関連事務従事者				71 清掃従事者			
28 営業・販売事務従事者				72 包装従事者			
29 外勤事務従事者				99 分類不能の職業			
30 運輸・郵便事務従事者				インターネット等で検索しても分類不能の場合のみ使用可			
31 事務用機器操作員				②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）			
32 商品販売従事者				計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	
33 販売類似職業従事者				法第40条の2第1項第2号(高齢者) 法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務) 法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務) 法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替) 法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			
34 営業職業従事者							
35 家庭生活支援サービス職業従事者					実績人数の中で該当者がいる場合は記載		
36 介護サービス職業従事者							
37 保健医療サービス職業従事者							
38 生活衛生サービス職業従事者							
39 飲食物調理従事者							
40 接客・給仕職業従事者							

③日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者計	i ~ ivに該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者
	内訳を記載				

i 「**高齢者**」とは、60歳以上の者
 ii 「**昼間学生**」とは、雇用保険の適用を受けない学生
 iii 「**副業として従事する者**」とは、生業収入の額が500万円以上の者
 iv 「**主たる生計者でない者**」とは、生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持する者であり、世帯収入の額が500万円以上の者

6月1日に実際に派遣された日雇労働者の実人数

④日雇派遣労働者の業務別実人数 (③の内数)

	日雇派遣労働者計
製造の業務 (特定製造業務に限る。)	6月1日に製造業務へ派遣した日雇労働者の実人数を記載
4-1 (情報処理システム開発)	
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

・6月1日現在、日雇派遣労働者を労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第18号の業務に従事させていた場合は業務別に実績を記載
 ・複数種類の業務に従事した場合は、6月1日もっとも多く従事した業務に記載

⑤日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (③の内数)

法第40条の2第1項第3号イ (有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ (日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号 (育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号 (介護休業取得者の代替業務)	

1-①欄に記載した派遣労働者に係る雇用保険及び社会保険の適用状況を記載
 ※6月1日において、派遣されなかった労働者は必ず除く

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者 (雇用されている者を含む。) の数 ※登録制度がない場合は「0」となるので注意

6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であった者の実人数を記載
 ※過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されていない者は除く

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	※雇用見込みが1年以上の労働者		※雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

※「雇用見込み」とは、実際に雇用された期間に、これから雇用される予定の期間を合算

無期雇用派遣労働者の加入人数

参考資料

3 大企業、中小企業の別

※中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が 300 人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が 100 人以下の会社及び個人
サ ー ビ ス 業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が 100 人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が 50 人以下の会社及び個人